

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	公営住宅管理事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

豊後大野市は、公営住宅管理事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために法令を遵守するとともに、適切な措置を講じることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

公営住宅管理事務では、事務の一部を外部業者へ委託しているが、委託先による不正入手、不正使用等への対策として、特に業者決定の際に情報保護管理体制についてチェックシートによる確認を行う。

評価実施機関名

豊後大野市長

公表日

平成30年4月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	19 公営住宅法に関する事務
②事務の概要	<p>公営住宅法に基づき公営住宅を建設(買取り又は借上げ)し、住宅に困窮する方に対し、低廉な家賃で賃貸等を行っている。</p> <p>具体的な手続及びその使用するシステムは</p> <p>①入居者からの収入申告の受理、その申告に係る事実についての審査又はその申告に対する応答 - ア、イ、オ、カ、キ、ク</p> <p>②家賃若しくは金銭若しくは敷金の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 - ア、イ、キ、ク</p> <p>③入居者からの敷金の徴収 - イ、キ</p> <p>④家賃、敷金若しくは金銭の徴収猶予の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又は審査に対する応答 - ア、ウ、エ、オ、カ、キ</p> <p>⑤入居の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又は申込みに対する応答 - ア、イ、ウ、エ、キ</p> <p>⑥入居の際に同居した親族以外の者を同居させることの承認の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 - ア、イ、オ、キ</p> <p>⑦入居者が不正の行為によって入居したとき等、明渡し条件に該当したときの明渡し請求 - ア、イ、キ</p> <p>⑧入居者が当該公営住宅に引き続き5年以上入居している場合において最近2年間引き続き政令で定める基準を超える高額の収入があるとき(⑧において「入居者に高額収入があるとき」という。)の家賃の決定又は金銭の徴収 - ア、イ、キ</p> <p>⑨入居者に高額収入があるときの明渡し請求に対して、入居者からの期限の延長の申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答 - イ、エ</p> <p>⑩入居者が引き続き三年以上入居し、基準を超える収入のある場合に他の適当な住宅をあっせん - イ</p> <p>⑪入居者の収入の状況について、当該入居者に報告を求め、又は官公署に必要な書類を発行させることを要求 - ア、キ、ク</p> <p>※エクセル、桐ファイルについては、個人番号での管理を行わない。 ※宛名作成においてデータ抽出を行う場合 個人番号を抜いてデータ抽出を行う。</p>
③システムの名称	(ア)Acrocity住宅管理、(イ)Acrocity行政基本、(ウ)Acrocity総合収納管理、(エ)総合滞納管理、(オ)MICJET番号連携サーバー(カ)中間サーバー、(キ)桐、(ク)エクセル
2. 特定個人情報ファイル名	
住宅管理情報ファイル、総合収納管理情報ファイル、総合滞納管理情報ファイル、中間サーバーファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の19の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>1: 情報提供の根拠 公営住宅の管理に係る情報については、情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。</p> <p>2: 情報照会の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の31の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	建設課
②所属長	建設課長 玉ノ井 浩司
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課法規係
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	建設課

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成26年11月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成26年11月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月10日	I 5.②所属長	建設課長 廣末 崇信	建設課長 玉ノ井 浩司	事後	